審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部・有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法施行規則	法令の番号	平成１４年環境省令第２９号
許認可等の種類	要措置区域における帯水層の深さに係る確認申請	根拠条項	第４４条

審査基準

○土壌汚染対策法施行規則（第４４条第３項、第４項）

３　要措置区域のうち地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに地下水位の観測の結果からみて帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第４３条第一号ロの確認をするものとする。

４　当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

○土壌汚染対策法第９条第二号

（要措置区域内における土地の形質の変更の禁止）

第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 略

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

三 略

○土壌汚染対策法施行規則第４３条

法第９条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為

イ 略

ロ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が１０平方メートル以上であり、かつ、その深さが５０センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。）がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより１メートル浅い深さ以上）であること。

ハ 略

受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間（当該期間には初日を算入することとし、閉庁日を含めない）　１４日 標準経由期間　　日	目次NO	